

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 ア 積 算 (ア) 大型建設機械の組立・分解費用の計上を適正に行うべきもの 本工事は、兵庫区にある第一平野橋と第三平野橋の2橋を、老朽化に伴い架け替えを行うものである。 土木工事では、大重量の橋梁を架け替える際に大型建設機械を用いるが、その組立・分解に要する費用は積算基準等に基づき計上している。 当初設計では、1回の組立・分解で2橋の架け替えを行う事としていたが、現場内で大型建設機械を移動させて1橋ごとに、組立・分解する必要が生じた。 そこで、設計変更により、現場内移動に伴う大型建設機械の組立・分解に要する費用の追加計上を行ったが、その際、建設機械の規格選択を誤り、過大となっていた。 設計変更における積算は、工事の契約額に直接影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用、複数職員によるダブルチェックの充実等により、適正な積算を徹底すべきである。 (建設局道路工務課) [No.7 第一平野橋・第三平野橋架替工事]	設計変更時に当該工種を追加した際、建設機械の規格を誤って条件設定してしまったものであり、担当者による積算結果の確認不足および照査担当者のチェック不足が原因であった。 今後は、積算にあたっては、こうした確認漏れをなくすため、改めて積算チェックの重要性について周知徹底し、十分な確認・照査を心がける。 具体的な再発防止に向けた取り組みとしては、今回の指摘事項について、令和6年1月26日に事務所内の係会議及び電子メールにて改めて積算担当者に積算チェックリストの活用と、複数職員によるダブルチェックを行うよう周知徹底した。また、今後は照査時において、条件選択についてより正確に参照できるよう、入力データ一覧表を出力し、照査資料に添付するようになる。 また、令和6年4月16日付け建道工第54号で、各建設事務所宛に指摘内容について報告し、今後同様のミスを起こさないよう周知した。	措置済

令和5年度第2期工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：都市局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 ア 積 算 （イ）鉛蓄電池の単価を適正に算定すべきもの 本工事は、中央区における市役所本庁舎の（仮称）連絡ロビー・エネルギー施設建設に伴う電気設備工事である。 電気設備工事の単価の多くは、材料費と積算基準により算出した設置費から構成される。 本工事では、受変電設備の制御及び操作用の直流電源装置に内蔵される鉛蓄電池の単価において、不要な設置費が計上されていたため、過大となっていた。 積算は、工事の予定価格に影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用、複数職員によるダブルチェックの充実等により、適正な積算を徹底すべきである。 （都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課） 〔No.31 （仮称）連絡ロビー・エネルギー施設他電気設備工事〕	当該指摘部分は、職員が誤った設置費を計上し、その後内訳明細書のチェックの際、担当者、係長及び担当課長が誤りに気づくことができなかったことが原因である。 再発防止のため、令和6年2月21日の課内会議において当該指摘内容を報告し、職種を問わず積算業務に携わる全職員に対して、複数職員による確認の重要性を再認識してもらうよう周知した。 また、3月4日には、課内の積算に携わる建築及び設備の全職員で実施した研修において、建設局技術管理課が発行する「設計図書照査の手引き」を活用した上で、詳しく理解を深めるとともに、積算業務にあたって細心の注意を払うよう周知徹底を図った。 さらに、従前より運用中の「設計・積算チェックリスト」に、直流電源装置の設置費用に関わる項目を追加し、3月より運用を開始した。 なお、当該工事については、施工中であるため、設計変更契約の中で、適正な積算額に是正した。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 イ 契 約 （ア）受変電設備の契約変更を適正に行うべきもの 本工事は、北区のしあわせの村にある宿泊施設の受変電設備を改修するものである。 当初設計では、施設管理者側の要望により、受変電設備の内部部品交換を夜間作業（19時～翌日5時）で行う必要があったため、設計図書に参考工程を明示した上で、夜間割増単価等を適用していた。 契約後、請負人が現地詳細調査を行ったところ、既設部材と交換部品の大幅な現地加工が必要となった。 このため、受変電設備を全面更新することになり、作業時間も8時～22時に変更するなど、設計図書に示された施工条件から大きな変更となった。 公共工事の品質確保の促進に関する法律では、発注者の責務として、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合には、適切に設計図書の変更を行うこととされている。 しかしながら、契約変更手続きにおいて、作業時間帯を変更したにもかかわらず、図面の変更のみで、割増単価の適切な変更を行っていなかった。 また、全面更新に変更となった受変電設備についても、既設機器搬出と新設機器搬入に係る適切な変更を行っていなかった。 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合において、必要があると認められるときは、適切に契約変更の手続きを行うべきである。 （建築住宅局設備課） [No.52 しあわせの村たんぼぼの家受変電設備改	作業時間の変更については、夜間作業から昼間作業に条件が変更されたにもかかわらず、割増単価の変更を見落としていたことが原因である。また、搬出入の変更については、契約変更のチェックリストを使用していたにもかかわらず当該項目のチェックが漏れていたことが原因である。 今後は、このようなことがないよう、変更が生じた段階で変更項目リスト等を作成し、変更手続きに漏れないように努めていく。また、チェック漏れを防ぐため、チェックリストの様式を見直すとともに、チェックリストになかった割増単価の変更については項目を追加した。 再発防止のため、この指摘事項について、2月13日、22日、及び3月15日の課内会議で周知徹底を図り、4月より様式を見直したチェックリストの運用を開始している。	措置済

令和5年度第2期工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：建築住宅局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
修工事]		

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
ウ 施 工 (ア) 高所での墜落防止措置を適正に行うべきものの 高所作業において、墜落防止に必要な安全措置が取られていなかったという以下のような法令違反が認められた。これらは工事関係者の人命にも関わる重要な項目である。 発注者は請負人より提出される施工計画書を基に、発注者と請負人双方が事前に作業内容の確認を行うとともに、法令を遵守し、不安全状態を無くすよう指導を行うべきである。 A 高所作業車を使用する際の安全対策を適正に行うべきもの 本工事は、緊急輸送路である長田楠日尾線において、電線共同溝を整備するものである。 「労働安全衛生規則」では、高所作業車を用いて作業を行う場合、高所作業車の作業床上の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならないとされている。 本工事では、工事に影響のある街路樹の撤去作業を、高所作業車を用いて行っているが、要求性能墜落制止用器具を使用しておらず、墜落の危険性がある状態であった。 (建設局道路工務課) [No.6 長田楠日尾線（下沢通）電線共同溝整備工事（その４）]	電線共同溝整備工事に影響のある街路樹の撤去作業において、高所作業車の作業床上で要求性能墜落制止用器具を使用していなかった。これは、当該作業に係る下請け業者が高所作業車使用時の安全措置についての認識が不十分であったことと、請負人においても施工状況の把握が不十分であったことにより、適切なタイミングで行うべき現場確認をできていなかったことが原因である。 再発防止の取り組みとして、事案把握後の令和 6 年 1 月 5 日に「労働安全衛生規則に定められた高所作業車使用時の安全措置」について徹底するよう文書にて請負人に通知した。また、指摘事項について令和 6 年 1 月 17 日に事務所内の係会議で周知し、2 月 26 日に工事を担当する職員に対して施工計画に記載された作業手順が各現場で適切に行われているかの確認を行うよう周知した。 また、令和 6 年 4 月 16 日付け建道工第 54 号で、各建設事務所宛に	措置済

令和5年度第2期工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：建設局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
	指摘内容について報告し、今後同様の行為が生じないよう周知した。	
B つり足場上での作業を適正に行うべきもの 本工事は、垂水区にある神明大橋の補修及び補強を行うものである。 「労働安全衛生規則」では、つり足場の上で、脚立、はしご等を用いて労働者に作業させてはならないとされている。 本工事では、橋梁の補修及び補強の作業を行うために必要な作業床を確保するため、つり足場を設けているが、つり足場の上で禁止されている脚立等を用いた作業を行っていた。 （建設局道路工務課） [No.13 神明大橋補修補強工事]	これは、現場条件から、橋梁端部において、資機材の搬入や沓座の点検・補修の必要性から、その他の支間中央部に比べて比較的クリアランスを確保した吊り足場設置状況の中での作業であったため、安全管理の意識が疎かになったことが原因であった。 今後は、吊り足場を伴う工事について、施工計画を打合せする際に、請負業者とともに安全管理について十分な確認を実施する。 また、再発防止の取組として、令和6年2月21日の工事係長会、令和6年2月22日の所属の係会において、当該事案の情報共有とともに安全に作業のできる樹脂製作業台（ステップキューブ）等の資機材の紹介を実施した。 また、令和6年4月16日付け建道工第54号で、各建設事務所宛に指摘内容について報告し、今後同様の行為が生じないよう周知した。	措置済
C 屋上作業での墜落防止措置を適正に行うべきもの 本工事は、兵庫区にある雨水ポンプ場の電気設備を更新するものである。 「労働安全衛生規則」では、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止す	2m以上の高所作業において、労働安全衛生規則で定められている墜落防止に必要な安全措置がとれていなかった。 ポンプ場屋上での作業であり、請負人の事前確認及び計画、準備が不十分であったことが原因である。 再発防止に向け、令和6年2月22日に当該センター内会議にて設備管理に携わる係員に対し、本事案	措置済

令和 5 年度第 2 期工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：建設局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
るための措置を講じなければならいとされている。 本工事では、ポンプ場の屋上端部に設置されている雨量計を交換する際、高さが 2m 以上の箇所で行う作業でありながら、足場を組み立てる等の方法による作業床や防網は設置されていない状態であった。 この場合には、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。 しかし、請負人は安全作業責任者による常時監視と注意喚起は行ったものの、作業場に親綱を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させるといった基本的な安全措置を講じておらず、法令違反状態であった。 (建設局中央水環境センター施設課) [No.38 湊川ポンプ場雨水ポンプ電気設備工事]	に関わる高所作業時安全講習を実施し、高所作業時に必要な安全対策の確認及び、作業前に施工計画書を十分確認し必要な措置をとるなど、現場の安全確保を徹底するよう周知した。 当該工事の請負人に対しては、令和 6 年 3 月 5 日に安全管理の徹底と作業員の安全意識の向上を図るよう指導を行った。また、その他の工事の請負人に対しても、監督員を通じて安全管理の徹底を図るよう周知した。 令和 6 年 3 月 7 日に実施された下水道部及び各水環境センターに所属する機械・電気の係長級で構成される「施設部会」において、指摘内容の説明をし、高所での墜落防止措置について周知徹底した。	

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 ウ 施 工 (ア) 高所での墜落防止措置を適正に行うべきものの 高所作業において、墜落防止に必要な安全措置が取られていなかったという以下のような法令違反が認められた。これらは工事関係者の人命にも関わる重要な項目である。 発注者は請負人より提出される施工計画書を基に、発注者と請負人双方が事前に作業内容の確認を行うとともに、法令を遵守し、不安全状態を無くすよう指導を行うべきである。 D 高所での墜落防止措置を適正に行うべきものの 本工事は、西区にある神戸市外国語大学の給排水管等を更新するものである。 「労働安全衛生規則」では、高さ2m以上の箇所で行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならいとされている。 本工事のなかで、大学内個人研究棟の屋上に設置されている高架水槽天板の塗装を補修する作業を行ったが、作業場所の高さが2m以上でありながら、足場を組み立てる等の方法による作業床や防網は設置されていない状態であった。 この場合には、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならぬ。 しかし、請負人は保護具の着用をしなければならぬ認識はあったにもかかわらず、作業場所に親綱を張り、作業員に要求性能墜落	工事現場における元請け業者と下請け業者との高所作業の安全対策についての認識が不十分だったこと、事前準備の連携ミスがあったことにより、安易に墜落制止用器具を使用せずに作業を行ったことが原因である。 この塗装工事については工事途中に新たに不良箇所が発見され、追加で発注したことから、この下請け業者はこの日が工事現場への新規入場者であった。新規入場者に対しては朝礼等で工事責任者が安全対策について指導しますが、この新規入場者教育が不十分だったことも原因と考えられる。 今後は、このようなことがないよう、細心の注意を払って高所作業における墜落防止措置の徹底を図るように、ご指摘後の1月9日に委託監督員の設計事務所と請負業者に対し指摘内容を通知し、事実関係や要因について確認するとともに、重大性を共有し再発防止を指示した。	措置済

令和5年度第2期工事定期監査及び出資団体工事監査（監査対象：神戸市公立大学法人）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
制止用器具を使用させるといった基本的な安全措置を講じておらず、法令違反状態で、高架水槽天板上や屋上部の躯体梁部上で作業を行っていた。 本工事は工事の設計監理を外部委託しているが、発注者は請負人だけではなく、設計監理者を含めたすべての関係者が法令を遵守し、不安全状態を無くすよう指導を行うべきである。 （神戸市公立大学法人 神戸市外国語大学） [No.71 屋外給水管更新工事・学生会館給排水管更新工事]	発注者、委託監督員としても工事開始時の注意事項や工事の施工計画書で、これまで以上に高所作業等の安全対策について指導、注意喚起を行う。 工事半ばでの安全指導についても、毎週業者から提出を受ける週間工程表に高所作業を明記することにより、発注者、委託監督員、請負業者で危険防止措置を事前に認識し、工事期間中の継続的な安全対策の徹底を図る様「工事に関する大学からの連絡事項」に追記し、工事契約時に請負業者等への周知を行うこととした。	

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 意 見 ア 設 計 ロータリー及び駐輪場の安全な利用確保について 本工事は、垂水駅北側において、ロータリーの新設に併せその上部に既存原付定期専用駐輪場の建て替えを行うものである。 駐輪場は原付専用、定期専用であるため、自転車利用者、臨時利用者は対象外であることを周知し、円滑な施設利用を確立することが必要である。また、駐輪場利用者とロータリー利用者が同じ動線でロータリー内を通行するため交通が錯綜することが懸念されるとともに、バス等周辺の円滑な交通の確保も求められる。 利用案内表示については、ロータリーの奥にあるため目立たず、それ以外には表示が無く、分かりにくい状態である。また、利用者への誘導案内や規制表示も不十分である。設計段階から地域の実情を把握したうえで、ロータリー及び駐輪場がともに安全で有効に機能する方法を十分に検討することが重要であり、今後とも施設の安全な利用確保に努められたい。 （建築住宅局建築課） [No.47 （仮称）垂水駅前立体駐輪場（西D）・ロータリー整備工事]	ロータリー及び駐輪場の安全な利用確保のために以下の対策を行った。 まず、円滑な施設利用のため、「施設用途と入口」を案内するサインを施設の北西側に追加設置した。 またロータリー内の事故防止のため、「駐車禁止」・「逆走禁止」のサインを追加設置した。 さらに、これ以外にも、以下の利用案内表示を追加設置した。 ・ 駐輪場出口からの飛び出しによる衝突事故を防止するため、出口床面に「止まれ」の規制表示 ・ 見通しの悪い場所のカーブミラー ・ 斜路の手前にスムーズに曲がれるよう、床面に曲線の誘導矢印表示 ・ 体の不自由な方向への優先枠の誤使用を防止するため「優先枠」を明示するサイン 今後、同様の事案が生じないように、今回の事案とサイン計画に関して研修資料にまとめ、2月26日から3月11日にかけて所属全職員に研修を行った。 今後とも設計段階から局間連携に留意し、施設整備を進める。	措置済